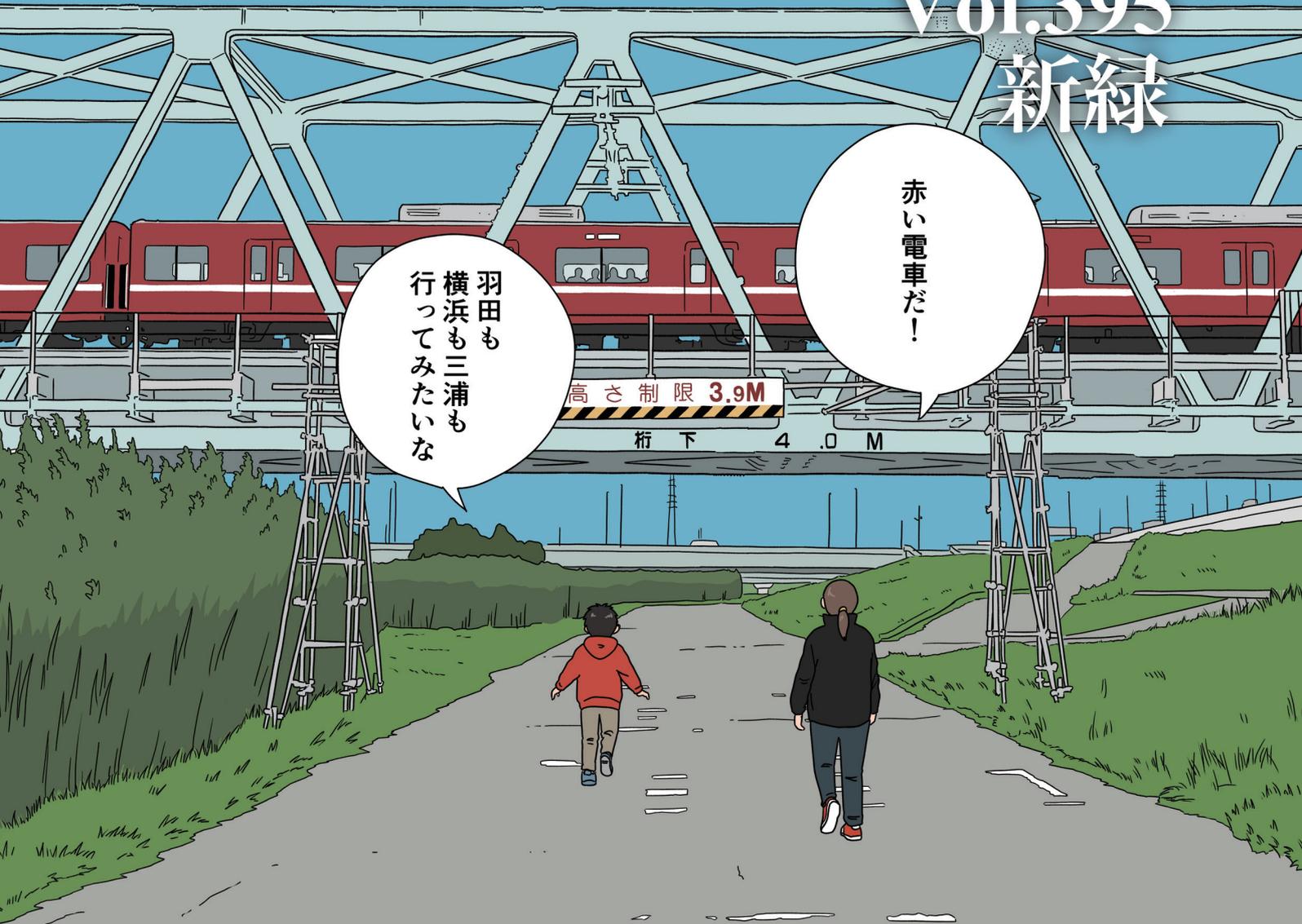


法人会だより

かつしかの窓

2024
Vol.395
新緑



Contents

令和6年度 税制改正大綱	2~3
葛飾企業人	4~5
法人会活動レポート	6
私の学童野球	8
葛飾税務署からのお知らせ	9

葛飾都税事務所からのお知らせ	10
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	11
2023年度の新入会員のご紹介	12
説明会のご案内/税務相談/編集後記	14
会員登録事項変更届	15

令和6年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

法人には朗報！交際費から除外される飲食費等の金額が

5,000円から10,000円に倍増！

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用開始については、令和9年3月まで開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額は、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的ルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的ルール
税額控除率を継続雇用者給与と総額の増加率に応じて、控除率を変動させようとして、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上昇させられます。

継続雇用者給与と総額	3%以上
	4%以上
	5%以上
控除率	7%以上
	10%
	15%
	20%
教育訓練費10%超	25%
	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件
②従業員数2,000人以下の法人向けルール
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合、継続雇用者給与と総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的ルールの適用になります。

継続雇用者給与と総額	3%以上
	4%以上
控除率	10%
	20%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件
③中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向け

の措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与と総額	1.5%以上
	2.5%以上
控除率	15%
	30%
教育訓練費10%超	上乗せ5%
女性活躍・子育て支援	上乗せ5%

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件
上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボ

ス課税は特許権譲渡等の取引による所得つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。
青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によりします。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人については、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済については、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年2月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・ 断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・ 断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和7年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額となります。最短期で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

① 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなればならないとの要件が不要とされます。

② 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

(イ) 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円

円に引き上げられます。

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

① 40歳未満で配偶者を有する者
② 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

(3) エンジエル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

③ 中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。

④ 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかつたことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

円に引き上げられます。

(ロ) 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを利用して行う一般向け電気通信利用サービスの提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受取るものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用サービスの提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

② 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとして、国内法人における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③ 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が

が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度の見直し

課税期間の初日においてP/Eを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金及び金等の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 自動販売機特例の住所の記載

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…
T I S 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL 03-533633-5058
FAX 03-533633-5449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会



第30回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON

美容業界の経験と 現在の活動を語る

株式会社ビークリエイト
相談役 勝野 新吾

両親の理容室から始まった美容業界のキャリア。技術を磨き、コンテストで入賞し、アメリカで教える経験も。現在は店の経営を息子に任せつつ、地域貢献活動にも取り組む。

今回は美容師で鎌倉支部長勝野新吾さんにお話をうかがいました。

Q どのようにして美容業界に入られましたか？

A 両親が理容室を経営していたので自然と美容の世界に興味を持ち、高校卒業後、専門学校に進学しました。専門学校では1年間基礎から学び、卒業後、実店舗での修業期間は3、4年に及びました。その間は店の営業後に掃除や技術の練習に励み、先輩からの指導を受けました。この業界は職人の世界です。ひたすら技術を磨きました。技術の他に接客についても厳しく指導されました。

Q 20代はどのような経験をされたのでしょうか。

A 20代前半に結婚し、20代後半で親から店を引き継ぎました。この時期は忙しく大変でしたが、仕事は好きでしたし、きれいになったお客様が喜び姿を見ることが何よりの喜びでした。仕事の他に様々なコンテストに参加して武者修行をしていた時期もあります。当時はコンテストがさかんに行われていて業界全体が盛り上がっていました。おかげさまで入賞することもでき、技術と経験を教えることにもつながりました。

Q 理容・美容の学校での教育経験はいかがでしたか。

A 日本だけでなくアメリカでも教える機会を得ました。特にアメリカでの教育経験は貴重なものでした。日本から生徒を連れていくこともあり、若い方が海外で同じ美容師をめざす人たちと触れる機会を提供できたことは本当によかったと思います。私自身、海外で日本人が得意とする細かい技術を伝える中で異文化の理解と新たな視点を得ることができました。

Q 現在の活動について教えてください。

A 店は息子に任せ、私は土曜と月曜に予約のお客様だけを担当しています。店の経営については口出しせず息子に一任しています。というのも私の時と時代もまったく変わりましたし、息子は私が思いつかないようなアイデアではないにはないサービスを作っているからです。特に定額制会員メニューは好評で、定期的に美容室を利用するお客様にとってコストパフォーマンスの高い選択肢となっています。息子は高砂で飲食店「EOKU EOKU 鉄板ダイニング」も経営しています。今の若い人のビジネスはこういう

もののだと感心します。

Q 美容師以外で今行っている活動を教えてください。

A 東京都美容生活衛生同業組合の本部理事として美容業界に貢献しています。葛飾支部長としては葛飾区と共に結婚式を挙げられなかったご夫婦のための「区民結婚式」を開催するなど地域に密着した活動を行っています。また、葛飾法人会では鎌倉支部長を務めており地域社会に貢献しています。

Q 最後に法人会会員へ向けてメッセージをお願いします。

A 支部長として会員の方々に法人会に入会してよかったと思っただきたいので、もっと会員同士が親しく交流できるように何かできないか考えています。まずは各支部ごとにイベントなどもありますのでそういったものにご参加いただき、普段接点のない業界の方と同じ法人会会員の立場で交流していただければと思います。

株式会社ビークリエイト
<https://and-b.hair/>

[and-B 柴又店] 柴又4-36-10-1F TEL:03-3658-5487
 [HOKUHOKU鉄板ダイニング] 高砂5-30-11 TEL:03-6231-3889



法人会活動レポート

事業研修委員会

1月18日

決算書作成セミナー



決算書作成セミナーを開催しました。東京税理士会葛飾支部所属武田税理士を講師にお招きし全5回の講義を開講しました。

青年部会

1月13日

令和6年能登半島地震災害義援金募集活動



この度の災害により被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。地域の皆様をはじめ、葛飾法人会役員の皆様から多くの義援金を頂戴いたしました。1月15日に葛飾区を通じて全額被災地へお渡ししました。

事業研修委員会

2月13日

申告書作成実務講座



申告書作成セミナーを開催しました。税務署の法人第1統括官により、少人数できめ細やかな講義をしていただきました。

女性部会

2月9日

健康セミナー



講師に生駒啓子氏をお招きして、健康セミナーを開催しました。当日は女性部会員に限らず男性もたくさん参加されていました。

社会貢献委員会(協力:青年部会・女性部会)

2月25日、3月24日

献血活動



当日は、献血車両の定員数一杯に、皆様のご協力を頂きました。この場をお借りして感謝申し上げます。(写真は2/25)

厚生委員会

2月16日

健康セミナー



最先端医療の現状～ここまで進んだがん治療～と題してTVなどでもご活躍の松井宏夫氏をお招きし健康セミナーを開催しました。

女性部会

2月26日

女性部会全体連絡会議



令和6年2月26日(月)に、新宿・京王プラザホテルで開催されました。食品ロスに関する講演会、税に関する絵はがきコンクール表彰式、最後に懇親会と充実した時間を過ごしました。

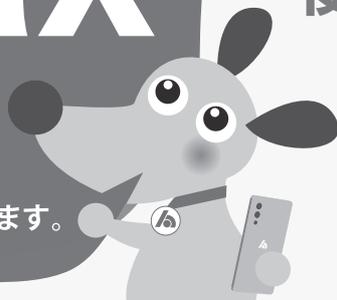


電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。



所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



納税には ダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 🔍 検索



従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手続で加入できます |

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

企F-2021-0003 (2021年10月27日) P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/



私の学童野球

金町支部 支部長

星野聡一

このたび令和五年度より金町支部支部長を拝命しました株式会社河野汽幹罐工業の星野聡一です。

野球経験を活かし子どもたちを指導

私は小学校一年生から中学生まで野球をしていました。今は私の長男（六年生）が学童野球をしているのですが、その入団しているチームというのは私がかつて小学校の時に在籍していたチームです。正確に言うと、今は少子化で合併したそのうちの一つのチームということになります。

私が野球をしていた時は両親が選手の送迎、お弁当作り、グラウンドの整備等、私たちが安心して野球に打ち込めるよう、環境を整えてくれたことを思い出します。

大人になった私にも何かできることはないかと思ひ、長男が二年生になる前くらいからコーチを引き受けました。あつという間に五年が経っ

てしまい、長男の学童野球生活も最後の年になりました。

コーチとして指導するのに私が気をつけていることは、教えていて理解しているのかどうか、教え方が難しくないか、野球を好きになるにはどうしたらよいかということですが。

とくに未就学児童から小学校三年生の子どもたちにはコロナの影響により体を動かす機会が少なかったと親御さんからお聞きしています。先ずは野球というより、鬼ごっこ、大きいボールを使ったドッチボール、キックベースボール等、遊び感覚での体力づくりを心掛けています。とくにキックベースボールは野球の基本を学びながら出来るので非常に有効です。

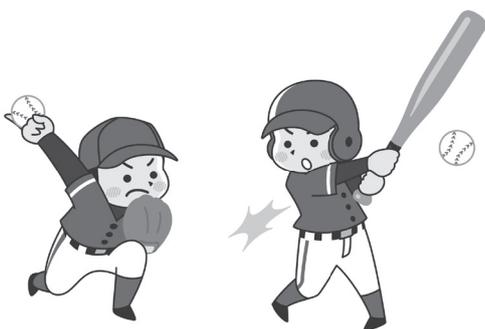
子どもたちに教えられることも多い

また、教えることばかりでなく、子どもたちから教わることもあります。大人になると、「こうでなきゃダメ」と勝手に決めつけてしまいがちで

すが、子どもたちは何と柔軟な考えや発想が出来るのだな、と感心させられることが多々あります。また「その発想はどうやって出て来るの？」と聞いたりしています。「すごいね！」と褒めると子どもたちも大変喜んでくれています。

スポーツもそうですが、家庭、仕事などでも、凝り固まらず柔軟な発想ができる、また、人の話をよく聞くことができるということは大切なことでしょう。日々心掛けてまいりたいと思います。

支部の活動でも、これらの経験、体験を生かして邁進してまいりたいと思います。今後ともどうぞよろしく願います。



葛飾税務署からのお知らせ

～給与を支払う事業者のみなさまへ～

定額減税 についてのお知らせ

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

定額減税に関する最新情報は、「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円
- ※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- ・ 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

定額減税説明会

日 程	時 間	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和6年5月14日（火）	10:00～11:00	葛飾税務署 1F大会議室 (葛飾区立石8-31-6)	各40名	葛飾税務署 法人課税第2部門 03-3691-0941 (内線) 27421・27422
令和6年5月24日（金）	13:30～14:30			

○ 説明会へ参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に国税庁 LINE 公式アカウントから申込みをお願いします。

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

○ 税務署の代表番号にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択し、内線番号をお伝えください。

○ 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

※ このリーフレットは、令和6年1月末現在の情報に基づき作成しています。

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511



葛飾都税事務所長
着任の御挨拶

所長 井上 卓

この度、四月一日付で葛飾都税事務所長に着任いたしました井上でございます。前任の織田同様、よろしくお願いいたします。

公益社団法人葛飾法人会の皆様には、日頃より東京都の税務行政の推進に格別のご理解と多大なるお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴法人会におかれましては、増田会長のもと、税知識の普及や納税意識の高揚、「税に関する絵はがきコンクール」を通じた租税教育の推進など、多岐にわたる公益事業を展開されておられますことに深く敬意を表するとともに、重ねて感謝申し上げます。さて、東京都では、「『人』が輝く、「国際競争力の強化」、「安全・安心」という三つの観点で、都市力を磨き抜く数々の政策を推し進めているとこ

これら都の施策を支えるため、主税局及び葛飾都税事務所では、適正・公平な税務事務を推進し、都税収入の着実な確保に努めてまいり所存です。

また近年では、AIチャットボットの導入や都税証明等の電子申請など、納税者の利便性向上に繋がる税務行政のDXを進めてまいりました。昨年度からは、電子納税やスマホアプリ納付をはじめとしたキャッシュレス納税を推進し、更なる利便性向上に力を入れているところです。

今後とも納税者サービスの向上を図りながら、適正公平な賦課徴収と税収確保に努め、都民の皆様の暮らしを支えるよう取り組んでまいりますので、引き続き、都の税務行政にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、貴法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心より祈念いたしました。着任の挨拶とさせていただきます。

5月は自動車税種別割の納期です

令和6年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（水）に発送します。**5月31日（金）**までにお納めください。



<ご利用いただける納税方法>

💡 **都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!**

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

スマホアプリ



※地方税統一QRコード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。詳細は主税局HPをご覧ください。（QRコードは欄デンソーウェブの登録商標です）

クレジットカード

地方税お支払サイトから納税ができます。

インターネットバンキング
モバイルバンキング

ペイジー にて納税ができます。

他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター

03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局HP
都税の支払い方法



葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

特別徴収義務者のみなさまへ

<問い合わせ先>

税務課 課税係 直通 03(5654)8550

(会社等で社員の方の特別区民税・都民税・森林環境税を徴収して納入されている給与支払者の方)
特別区民税・都民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書をご確認ください。

令和6年度特別区民税・都民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書を、**5月15日(水)**に送付予定です。特別徴収義務者用(会社用)の特別徴収税額決定通知書をご確認いただき、毎月徴収した税額を翌月の10日まで(土日祝日の場合は翌営業日)に納入をお願いします。納税義務者用(社員個人用)の特別徴収税額決定通知書につきましては、社員の皆様への配付をお願いします。

◆◇◆特別徴収の納税義務者の転勤・退職など、異動届出書等の提出について◆◇◆

給与所得等に係る「特別区民税・都民税・森林環境税」特別徴収のしおりを同封しますので、次のような変更等が生じましたら変更届出書等の提出をお願いします。

- 途中で退職・転勤・休職等により、特別区民税・都民税・森林環境税を徴収することができなくなった場合
『給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書』の提出をお願いします。
- 会社等の所在地・電話番号・名称・送付先等に変更が生じた場合
『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』の提出をお願いします。
- 普通徴収(個人で納付する方法)から特別徴収に切り替える場合
『特別徴収への切替申請書』の提出をお願いします。

令和6年度より、eLTAXを利用して給与支払報告書の提出をした特別徴収義務者のうち、電子データでの特別徴収義務者用の特別徴収税額決定通知書の受信を希望された場合には、紙による特別徴収義務者用の特別徴収税額決定通知書の通知は行わなくなります。また、納税義務者用の特別徴収税額決定通知書についても、電子データでの受信を希望された場合は、紙による通知は行いませんのでご注意ください。

普通徴収の納税義務者のみなさまへ

<問い合わせ先>

税務課 課税係 直通 03(5654)8550

(個人でお支払する方)

特別区民税・都民税・森林環境税の税額決定納税通知書をご確認ください。

令和6年度特別区民税・都民税・森林環境税の税額決定納税通知書を**6月10日(月)**に発送予定です。税額決定納税通知書の内容をご確認のうえ、納期限内の納付にご協力をお願いします。

●各期の納期限は次のとおりです。

- ・第1期:7月1日(月) ・第2期:9月2日(月) ・第3期:10月31日(木)
- ・第4期:令和7年1月31日(金)

お支払い(納入・納付)について

<問い合わせ先>

収納対策課 収納対策係 直通 03(5654)8186

葛飾区役所収納対策課・区民事務所・区民サービスコーナーのほか次の方法によりお支払いいただけます。

○特別徴収義務者のみなさまへ

納入書により金融機関でお支払いください。口座振替やクレジットカード払いは利用できません。取引金融機関経由の引き落としについては、金融機関へご相談ください。eLTAXでもお支払いできます。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

○普通徴収(個人でお支払する方)の納税義務者のみなさまへ

以下の方法によりお支払いいただくことができます。詳しくは納付書裏面をご覧ください。

- ・口座振替 ・ネットバンキング 金融機関の窓口 ・ペイジーマークのついた金融機関のATM

1回の納付額が30万円以下の場合には次のお支払方法も利用できます。

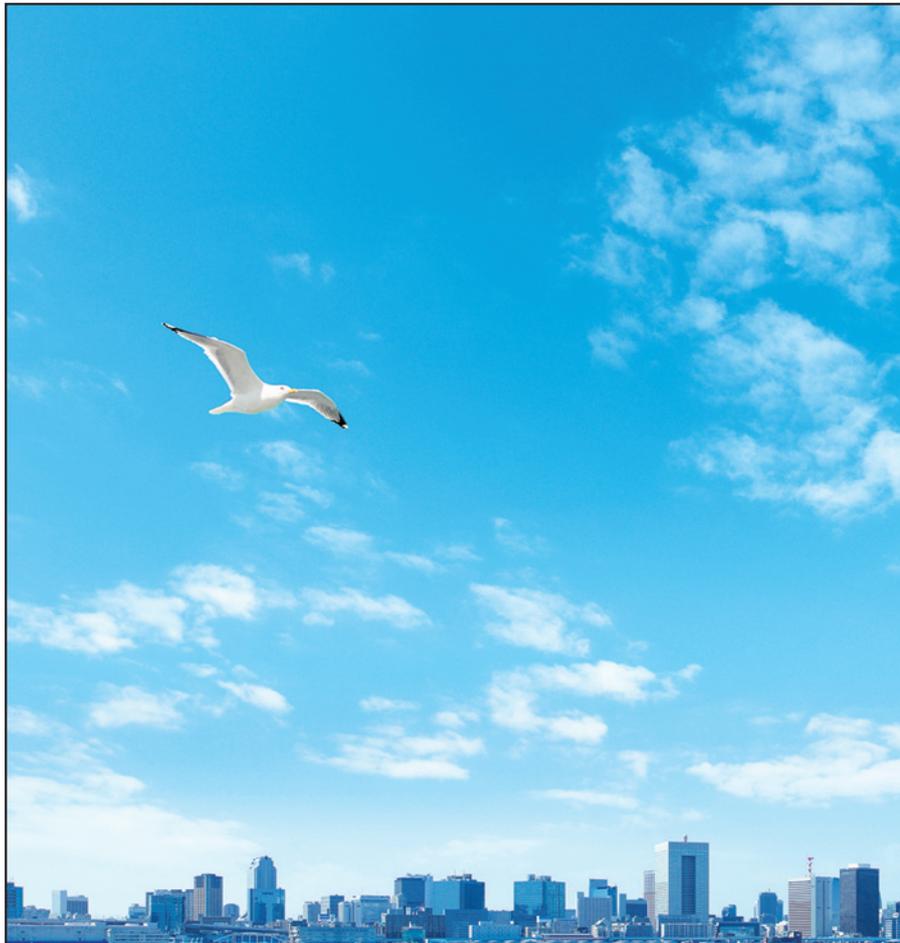
- ・コンビニエンスストア ・モバイルレジ ・キャッシュレス決済 ・クレジットカード

2023年度の新入会員のご紹介

支部名	会 員 名	代 表 者
柴 又	(福)みよし会 北野保育園	徳 増 昌 宏
高 砂	ハッピープランニング(株)	大 熊 昭
細 田	(株)シーティーアイ	佐々木 涉
金 町	(株)オー・イー・エム技研	山 崎 秀 夫
東 金 町	JOYSOUND金町店	牧 野 裕 司
亀 有	(株)MOTOZUKE	柏 倉 貴 光
亀 有 南	(株)テック	宇留嶋 康 洋
亀 有 南	NEXTcom(株)	小 川 忠 司
堀 切 南	エクシムオーディーエフ(株)	福 田 一 成
青 戸 立 石	大和基礎設計(株)	室 矢 朋 徳
東 四 つ 木	フューチャーダイアリー(株)	堀 合 義 弘
西 新 小 岩	(株)日伸鉄工建設	金 本 貴 範
新 小 岩	(有)クリーブ	遠 藤 勝
水 元 中 央	聖栄興業(株)	加 持 友 幸
高 砂		佐 藤 武 秀
東 四 つ 木		伊 東 潤 一
水 元 中 央		中 村 陽 太

上記新入会員様は、広報誌へのご紹介を希望された方のみ掲載しており、この他にも多くの新入会員様をご入会されました。





法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

東東京支社/
東京都江東区亀戸2-26-10(立花亀戸ビル8F)
TEL 03-5626-6161

AIG AIG損害保険株式会社

東京中央支店/
東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル15F)
TEL 03-5401-8007

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...

個別扱
月払
4,780円

変更すると...
集団扱へ

保障はそのまま！

お手続きは簡単です！

集団扱
月払
4,480円
月々300円割安!

集団扱への
変更は
早い方がお得!

年間では**3,600円**もお得!

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

2024年1月現在

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

■ 表紙のイラストについて ■



ついこの前年が明けたと思ったら、もう新緑の季節です。表紙の河川敷がある荒川は、2024年10月12日に通水100周年を迎えます。荒川放水路掘削工事はそれまで洪水や氾濫に悩まされていた東京東部に新しく河川を作る一大事業でした。新緑の季節、荒川河川敷を散策しながら荒川の歴史に思いを馳せてみるのもよいのではないのでしょうか。

イラスト：かつしかけいた

● 編 集 後 記

惜春、ゆく春を惜しみ若草が萌える候、令和6年「新緑号」をお届けします。

今号の「葛飾企業人」では鎌倉支部、勝野支部長を取材させていただきました。美容業界で修業して腕を磨き、新進を育成してこられた職人としての誇りに満ちた人生に感銘いたしました。とともにわが法人会の多種多様な人材群に改めて希望を感じた次第です。「私の」シリーズは広報委員でもある金町支部の星野支部長です。お忙しい中、取材協力、原稿作成、まことにありがとうございました。

春は別れと出会いの季節でもあります。処々に巣立ちと邂逅のドラマが生まれています。わが葛飾法人会も新たな息吹と生命力で新年度に旅立ちたいと思います。広報もますます皆様の活躍をお伝えできるよう頑張ります。(S)

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
5月10日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館
6月5日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
7月4日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
7月22日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館

- 葛飾税務署より対象者にご案内はがきが届きますので、ご案内に従って説明会にご参加ください。

税 務 相 談

月1回、1時間まで無料!

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.395

令和6年4月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <https://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発行人 増田 充 孝 編集人 鈴木 隆 文

葛飾法人会 会員の皆さまへ

会員登録事項変更届

令和 年 月 日

公益社団法人葛飾法人会
事務局 宛

法人名

代表者名

印

下記の通り変更をお届けします。

登録事項	変更前	変更後
フリガナ		
法人名		
フリガナ		
代表者名		
所在地	〒	〒
送付先住所	〒	〒
電話番号		
FAX番号		
資本金		

※ お届けいただいている登録事項に変更がございましたら、お手数でも速やかにご記入の上 FAXまたは郵便にて当会事務局宛に送付ください。
郵送の際は下記の宛先を切り取り封筒に貼って宛名にお使いください。

キリトリ 1 2 4 - 0 0 1 2 葛飾区立石 7 - 2 9 - 2 公益社団法人 葛飾法人会 事務局 行 キリトリ	備考 支部名 _____ 会員 NO. _____
---	---------------------------------

※ 当局の通達により、定期的下記事項につき会員の皆様に確認を取るよう求められております。ご理解の上、各事項をご確認の上署名・捺印お願い致します。

(反社会的勢力の排除)
私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者のいずれでもないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
いずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく当会は契約を解除することができ契約解除に伴い損害が発生する場合でも本会は賠償を要しないことを確認します。

返信先事務局 FAX 3693-3906

個人情報保護法 15 条 1 項・2 項 (利用目的の特定) 及び 16 条 1 項 (利用目的の制限) の法令に準拠し、適正に管理保管いたします。

第12回 定時総会

日時： 令和6年6月11日(火) 午後3時

場所： 葛飾法人会館 3階大会議室

詳細は、別途正会員の皆様に**議案書と共にご案内**いたしますのでご覧ください。

また、往復ハガキにて出席並びに**委任状の依頼**をいたします。**必ずご返信の程**お願いいたします。
(5月中旬頃発送予定です)



P15に会員登録事項変更届書がございます。代表者等に変更がある場合、ご記入の上、FAXにてお送り下さい。

監督が怒ってはいけない大会を開催した理由

ますこ なおみ
益子 直美 氏

2023年 公益財団法人 日本スポーツ協会 副会長
日本スポーツ少年団本部長就任

中学校からバレーボールをはじめ、共栄学園高校、1984年春高バレーで準優勝、同年高校3年生で全日本代表に選ばれるイトーヨーカドー女子バレー部では日本リーグ優勝、日本代表として活躍

1992年引退、その後、キャスター、リポーター、タレントとして活躍



第25回 政治経済講演会

2024年 8月23日(金)

参加費無料

主催：公益社団法人
葛飾法人会

かめありリリオホール

開場時間：午後5時30分

開演時間：午後6時 (午後7時30分終了予定)